平成２９年（フ）第１２４号
茨城県土浦市霞ケ岡町３番１号
債務者　野尻　和資
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第８３号
富山県高岡市泉が丘3300番地315
債務者　宮田　　亮
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１７４号
石川県白山市長竹町139番地19
債務者　石川　妙子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
岐阜県可児市土田5004番地　サンサン大池211、前住所岐阜県加茂郡八百津町和知104番地ウィステリアＷＩＮＤ202号
債務者　伊藤　浩一（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１５５号
静岡県富士市森島55番地の１　レオパレスサンクチュアリ105号
債務者　山川　　晃
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３１号
静岡県下田市河内271番地の１　土屋アパート２号
債務者　稲葉美彌子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第１４９号
三重県津市一身田町157番地２　県営住宅Ｐ８棟201
債務者　森村　郷子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８号
三重県北牟婁郡紀北町海野172番地５
債務者　濵中　清孝
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第２０号
三重県熊野市井戸町3580番地
債務者　河上　憲由
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第３２号
鳥取県西伯郡南部町落合317番地の１、前住所鳥取県西伯郡西伯町大字落合662番地
債務者　松浦　功一
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３３号
鳥取県西伯郡南部町落合317番地の１
債務者　松浦　香織
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５８０号
広島県廿日市市原1439番地２
債務者　平山　　稔
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８号
愛媛県新居浜市中村３丁目11番13号、前住所愛媛県新居浜市萩生2748番地の８
債務者　伊藤　麻紀
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第７８号
福岡県飯塚市下三緒281番地１　Ｍｉｋｉマンション24―301号
債務者　二宮喜美子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第７９号
福岡県飯塚市枝国322番地１
債務者　佐々木信介
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第８１号
福岡県飯塚市伊岐須385番地１　ヴィブレＡ棟101
債務者　才藤　茂雄
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第９０号
大分市大字羽田388番地の４（市営羽田住宅Ａ504）
債務者　西田　信也
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係